

容量拡大(30万回)に係る確認書

平成22年10月13日

## 容量拡大（30万回）に係る確認書

成田空港周辺9市町（以下「9市町」という。）は、平成20年1月、「成田国際空港都市づくり推進会議」を立ち上げ、成田空港のポテンシャルを最大限に活かした均衡ある地域づくりを目指す中で、成田空港の容量拡大の方向と可能性について、成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）より説明を受け、平成21年1月以降、国・千葉県・9市町・空港会社の四者（以下「四者」という。）で構成される「成田空港に関する四者協議会」（以下、「四者協議会」という。）において成田空港の容量拡大についての検討を進めてきた。

同年12月25日に開催した四者協議会で、国から「成田空港の能力向上に向けた飛行方式の見直しについて」、また、空港会社から「成田空港の発着容量30万回時の予測騒音センター」及び「環境対策・地域共生策の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）の説明があり、地域への丁寧な説明を条件に30万回への容量拡大に取り組むことが基本的に了承された。

四者は、これに基づき、関係住民に対して鋭意説明を行ってきた。様々な課題はあったものの成田空港の容量拡大は、周辺地域はもとより千葉県の発展につながるものであることから、地域の共通理解である「地域と成田空港の共栄」を目指すことを確認し、以下のとおり合意する。

1 発着枠30万回への増加について  
千葉県及び9市町は、現在の年間発着枠22万回を30万回まで拡大することについて了承する。

2 騒音区域の変更について

(1) 騒防法等について

四者は、国の区域指定案（別図1）について了承する。  
国・空港会社は、指定区域において実施される騒音対策の変更内容等について、早急に検討を行い、区域の指定告示前を目途として決定することとする。

## (2) 騒特法について

四者は、関係市町と協議の結果、千葉県がまとめた地区設定案（別図2）について了承するとともに、今後千葉県が策定する「航空機騒音対策基本方針」及び都市計画決定に向けて協力することとする。

### 3 飛行コースの変更等について

四者は、今後の飛行コース及び混雑防止策について、別図3のとおり確認するとともに、国及び空港会社は関係住民への周知を図るものとする。

なお、混雑防止策については、国、県、関係市町及び空港会社との間で別途確認書を締結することとする。

### 4 環境対策・地域共生策の推進等について

空港会社は、平成21年12月に公表した「基本的な考え方」について、速やかに実現を目指すこととし、四者において、その内容を検証・確認することとする。

また、四者は、地元協議の過程で出された地域の意見や提案を尊重するとともに、引き続き、環境対策等について真摯に取り組むものとする。

### 5 容量拡大による環境等への影響調査等について

空港会社は、今後の発着回数の増加（25万回、27万回、30万回）を踏まえ、生活環境等への影響を調査するとともに、その結果について、関係者と協議の上、地域にわかりやすい形で公表するものとする。

6 空港会社は、残る地権者との話し合いを加速するとともに、必要に応じ、千葉県及び市町はその解決に向け協力することとする。

國土交通省航空局長 本田



千葉県知事 森田健作



成田空港圏自治体連絡協議会

成田市長 小泉一



富里市長

相川堅

治



山武市長

椎名千



香取市長

宇井成一



多 古 町 長 菅 澤 英



芝 山 町 長 相 川 勝



横 芝 光 町 長 齋 藤 隆



堺 町 長 岡 田 正



神 崎 町 長 石 橋 輝 一



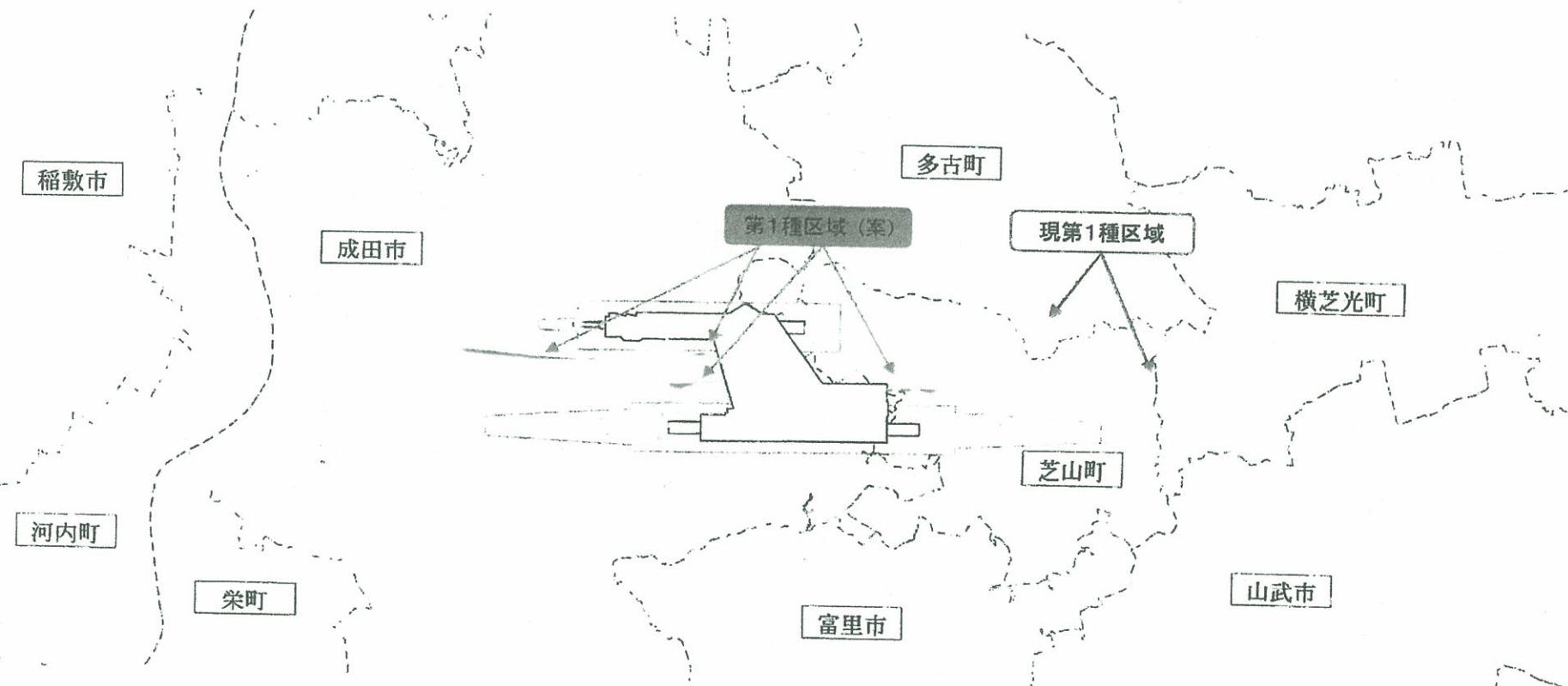
成田国際空港株式会社  
代表取締役社長



別 図 1

公用用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（騒防法）

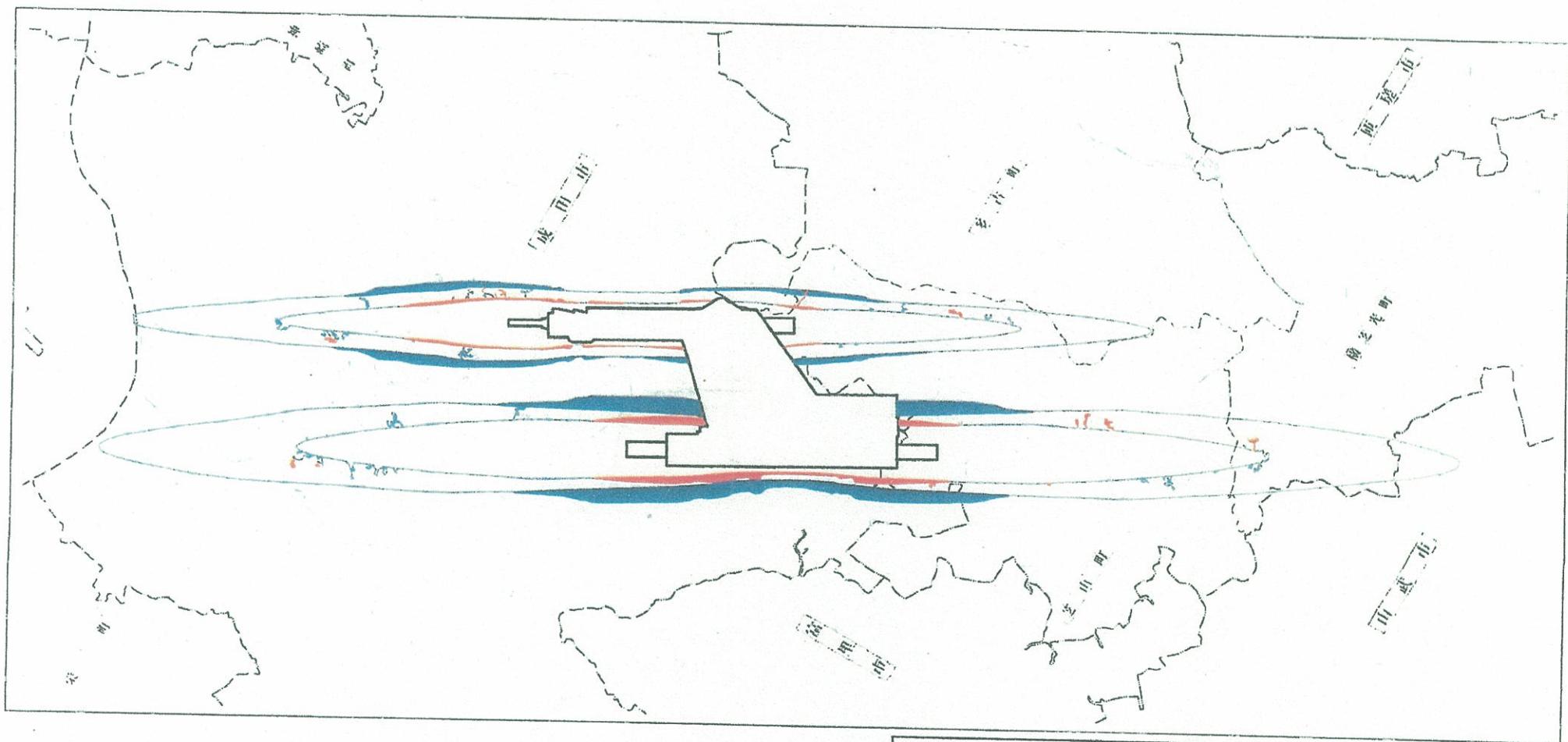
第1種区域



特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(騒特法)

別図2

航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域

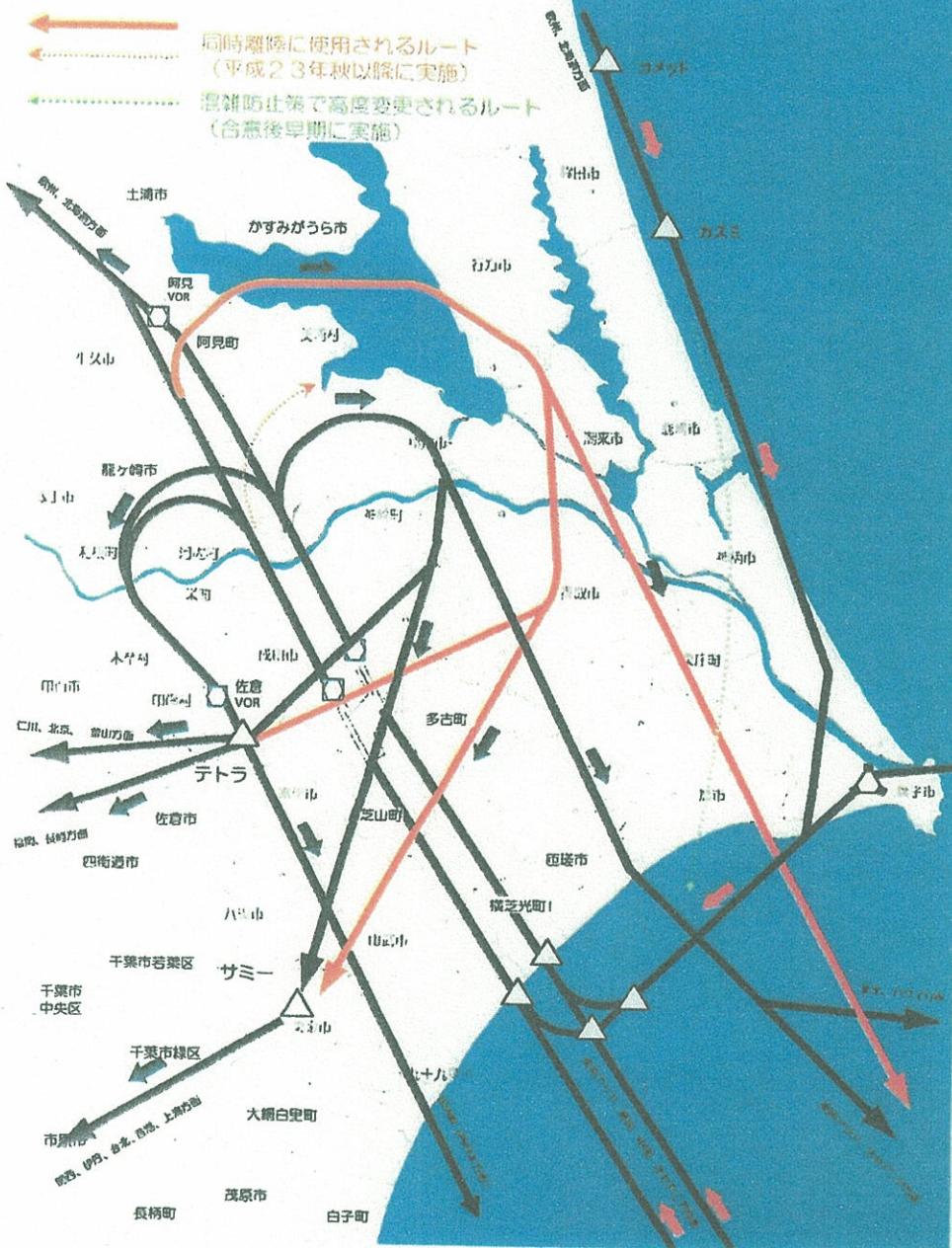


凡例

航空機騒音障害防止地区とすべき地域

航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域

【北風運用時】成田国際空港離着陸機の標準飛行コース



【南風運用時】成田国際空港離着陸機の標準飛行コース

別図3

